

# ○西東京市図書館ホームページ広告掲載に関する事務取扱要綱

---

## 西東京市図書館ホームページ広告掲載に関する事務取扱要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、西東京市広告掲載要綱（平成18年12月26日付18西企企第265号市長決裁。以下「要綱」という。）及び西東京市広告掲載基準（平成18年12月27日付18西企企第272号市長決裁）に基づき、西東京市図書館（以下「図書館」という。）のホームページに有料で掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### 第2 広告の掲載位置

広告の掲載位置は、西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定した位置とする。

### 第3 掲載広告の種類・規格

広告の種類は、バナー広告（図書館のホームページ上の広告の画像をクリックすることにより広告主のホームページへ接続される広告をいう。）とする。

2 広告の1枠当たりの規格は、別表のとおりとする。

### 第4 広告掲載料及び掲載期間

広告の掲載料は、1枠当たり月額8,000円とする。

2 広告を掲載する期間は、1月単位とし、広告の掲載の決定のあった日の属する月の翌月（以下「広告掲載開始月」という。）から開始する。

3 広告の掲載期間は、広告掲載開始月から、広告掲載開始月の属する当該年度の3月31日までの期間とし、図書館のホームページの運営に支障がない範囲内で行うものとする。

### 第5 広告掲載希望者の募集

広告の募集は、原則として公募とし、市及び図書館のホームページ並びに広報西東京に掲載して行う。

2 前項の募集は、掲載枠に空きが生じた際に随時行うものとする。

3 第4第3項の規定により広告の掲載期間が満了する者が引き続き広告の掲載を希望する場合は、掲載期間の満了前に第6に規定する手続を行うものとする。

### 第6 広告掲載の申込み

広告の掲載を希望する者（以下「希望者」という。）は、広告の掲載の申込書に会社概要等会社の業種が分かる書類、広告の案その他教育長が必要と認める書類を添付して、教育長に申し込むものとする。

### 第7 広告掲載の決定

教育長は、第6の規定による申込みがあったときは、要綱第6に規定する西東京市広告選定委員会による審査を経て広告の掲載の承諾の可否を決定し、その結果を通知書により希望者に通知するものとする。

### 第8 広告掲載料の納付

広告の掲載の承諾を受けた希望者（以下「広告主」という。）は、教育長が指定

する方法及び期日により広告の掲載料を納付しなければならない。

## 第9 広告主の責任

広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

## 第10 広告掲載に関する負担及び広告原稿の提出

広告の原稿は、広告主の負担で作成し、教育長が指定する方法及び期日により提出するものとする。

## 第11 広告掲載の取消し

教育長は、広告の掲載の承諾後、図書館のホームページの運営に支障があると認めるとき、教育長が指定する期日までに広告の掲載原稿を提出しなかったとき、又は広告の掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載の承諾を取り消すことができる。

## 第12 広告掲載料の還付

広告の掲載承諾後、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載が中止になったときは、広告の掲載料の一部又は全部を還付する。

- 2 広告の掲載期間内に、図書館の都合により図書館のホームページを閉鎖した場合は、広告の掲載料の月額を閉鎖した日の属する月の日数で除した額に閉鎖した日数を乗じて得た額を還付する。
- 3 前項の規定にかかわらず、広告を掲載した月における図書館のホームページの閉鎖時間が合計で24時間に満たないときは、広告の掲載料の還付は行わない（合計した時間が24時間以上48時間未満の場合は1日分の還付を行う。）。
- 4 図書館のホームページの閉鎖が1月を超える場合であって、当該閉鎖した日の属する月の初日から同月の末日まで閉鎖したときは、当該月分の掲載料を還付する。
- 5 第2項の規定により掲載料の還付額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 第13 その他

この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

## 別表（第3関係）

大きさ	縦60ピクセル・横120ピクセル
データ量	4キロバイト以内
データ形式	G I F形式（アニメーションG I F及び透過G I Fは不可）